

[規B業20]

令和2年1月16日理事会一部改正

自動継続期日指定定期預金規程

三重県職員信用組合の自動継続期日指定定期預金にかかる定型約款を以下のとおりとする。

(預入の最低金額)

第1条 この預金の預入は1口1,000円以上とします。通帳式の場合、預入のときは必ずこの通帳を持参してください。

(自動継続)

第2条 この預金は証書の表面記載（または通帳記載）の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

- 2 この預金の継続後の利率は継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 3 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当組合に申出てください。

(預金の支払時期等)

第3条 この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

- (1) 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の一年後の応当日（証書の表面記載（または通帳記載）の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当組合にその1カ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
 - (2) 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定がなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- 2 指定された満期日から1ヶ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

- 3 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されなかったときは、その残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱をします。

(証券類の受入れ)

第4条 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

- 2 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書（またはこの通帳の当該受け入れの記載の取消し）と引換えに、当組合で返却します。

(利息)

第5条 この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

(1) 1年以上2年未満 証書の表面記載（または通帳記載）の「2年未満」の利率

(2) 2年以上 証書の表面記載（または通帳記載）の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

- 2 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- 3 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金し、または元金に組入れます。
- 4 指定された満期日から1ヶ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以降の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- 5 この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6ヶ月以上1年未満 | 2年約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6ヶ月未満 | 2年約定利率×50% |
| ④ 1年6ヶ月以上2年未満 | 2年約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満 | 2年約定利率×70% |
| ⑥ 2年6ヶ月以上3年未満 | 2年約定利率×90% |
- 6 この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第6条 この預金口座は第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一つにでも該当する場合は、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(預金の解約、書替継続)

第7条 この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

2 この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して（または当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに）当組合に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは記名押印がなくても取扱います。この場合届出の印鑑を引続き使用します。

3 この預金の一部について解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに当組合に提出してください。

4 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知が届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

(1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。

(2) この預金の預金者が前条に違反した場合。

(3) この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

5 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

(2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為

をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損しまたは当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 6 この預金が、当組合が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- 7 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(通知等)

第8条 届出のあった氏名、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(届出事項の変更、証書（または通帳）の再発行等)

- 第9条 この証書（または通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 2 この証書（または通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（または通帳）の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(印鑑照合)

第10条 この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

第11条 この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

- 2 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

第12条 第3条1項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保とするため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- 2 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、**充当の順序方法を指定のうえ、預金証書(または通帳)は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。**ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の**充当の指定がない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。**
 - (3) 第1号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - (2) 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当組合の定めによるものとします。
- 4 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

(成年後見人等の届出)

第13条 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項をお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項をお届けください。
- 3 すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、また任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によってお届けください。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様に、直ちに書面によってお届けください。
- 5 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(規定の変更)

第14条 各条項で定めた規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(附則)

1. この規程は平成19年2月13日から施行する。
2. 自動継続期日指定定期預金規定(証書式)を廃止する。
3. 自動継続期日指定定期預金規定(通帳式)を廃止する。
4. この規程は平成20年3月27日から施行する。
5. この規程は、平成26年3月28日から施行する。
6. この規程は、令和2年4月1日から施行し適用する。